

# 手 帳

・・・・心身に障がいのある方々が各種の援護を受けるために必要です。・・・・

## 1 身体障害者手帳

身体に障がいのある方の自立と社会経済活動の参加を促進するために必要な援助や保護することを目的に身体障害者福祉法が定められています。この法律による援護のほか、各種制度を利用するためには必要な手帳です。

障害の程度によって1級～6級に区分されます。詳しくは、身体障害者障害等級表（巻末）を参照してください。

\*交付対象　　視覚、聴覚、平衡機能、音声言語、そしやく機能、肢体（上肢・下肢・体幹  
　　・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）、心臓、じん臓、  
呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能に永続する障がいがある方

\*手 続　　身体障害者手帳交付申請書に次の書類を添えて申請してください。

- ・**指定医師**による診断書意見書
- ・写真（胸上 縦4cm、横3cm）2枚

また、次の場合にも手続きが必要です。

- ① 障害程度が変わったときや別の障害が加わったとき（診断書・写真が必要）
- ② 住所や氏名が変わったとき（身体障害者手帳が必要）
- ③ 手帳を紛失又は破損したとき（写真が必要）
- ④ 手帳の交付を受けた方が死亡したとき、又は紛失した手帳が発見されたときは返還してください。

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1533・1532）

◆ 静岡県健康福祉部障害福祉課（☎054-221-3354）

## 2 療育手帳

知的障がい者の更生や自立を促進するために必要な援助や保護することを目的として、知的障害者福祉法が定められています。この法律による援護のほか、各種制度を利用するためには手帳です。

障害の程度によってAとBに分けられています。

\*交付対象 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方

\*判定基準 知能指数、日常生活能力、社会適応能力等により総合的に判定します。

A=知能指数35以下、又は知能指数50以下+身体障害者手帳1~3級

B=おむね知能指数70以下でAを除く

\*手 続 療育手帳交付申請書に写真（胸上 縦4cm、横3cm）2枚を添えて申請してください。

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

◆ 知的障害者更生相談所、児童相談所（☎055-920-2086）

## 3 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が定められています。治療により病状が改善・変化するため、有効期間は2年間です。病状が改善せず継続して所持を希望する時は、更新申請が必要です。

障害の程度によって重いものから順に1級・2級・3級となります。

\*手 続 申請書に次の書類を添えて申請してください。

- ・医師の診断書（手帳用）又は精神障害を支給事由とする年金証書の写し
- ・写真（胸上 縦4cm、横3cm）1枚
- ・はんこ（認印でも結構です。）

有効期間は2年間です。更新手續が必要です。

【相談の窓口】◆ 市役所 社会福祉課（☎32-1532・1533）

◆ 静岡県精神保健福祉センター（☎054-286-9283）